

【概要】

		平成15年12月改正前	平成15年12月改正後
手続方法	ETCを利用しない場合	市町村福祉事務所等で手帳に登録を希望される自動車のナンバー等の記載を受け、割引証の交付を受ける。	市町村福祉事務所等で手帳に登録を希望される自動車のナンバー及び割引有効期限等の記載を受ける。
	ETCを利用する場合 出入ともに無線走行		上記の手帳への記載に併せて、ETC利用申請を行い、「ETC利用対象者証明書」の発行を受ける。 (ETCカードは対象障がい者本人名義のものに限る。ただし、対象障がい者が未成年の重度障がい者で、本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合については特例として、親権者又は後見人名義も対象となる。) 発行された証明書を、有料道路事業者設置の窓口へ郵送し、ETC利用登録を行う。 窓口では登録が終了後、無線走行での割引開始日を申請者あて郵送で通知する。
	ETCを利用する場合 入口のみ無線走行	ETCを利用しない場合と同様	ETCを利用しない場合と同様 無線走行による割引が適用されないことから、特に手続が必要なし
通行方法	ETCを利用しない場合	料金所で、係員から手帳の記載事項等(本人の写真、自動車のナンバー等)の確認を受け、予め必要事項を記入した割引証を手渡し、割引を受ける。	料金所で、係員から手帳の記載事項等(本人の写真、自動車のナンバー、割引有効期限等)の確認を受け、割引を受ける。
	ETCを利用する場合 出入ともに無線走行		事前にETC利用登録された車載器及びETCカードで無線走行すれば割引を受けることが可能。
	ETCを利用する場合 入口のみ無線走行	出口料金所(均一区間では料金をお支払いいただく料金所)では、有人レーンで、係員から手帳の記載事項等(本人の写真、自動車のナンバー等)の確認を受け、 <u>予め必要事項を記入した割引証を手渡し</u> 、割引を受ける。	通行券を発券する入口料金所のみ無線走行が可能。 出口料金所(均一区間では料金をお支払いいただく料金所)では、有人レーンで、係員から手帳の記載事項等(本人の写真、自動車のナンバー、割引有効期限等)の確認を受け、割引を受ける。